

身体拘束最小化への取り組み

当院は、すべての患者様の尊厳を守り、基本的人権を尊重します。

「身体拘束」は患者様の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を妨げる行為であり、原則禁止とします。ただし、患者様の利益を最大限にするという医療の原則のもと、生命・身体が危険にさらされ、保護が必要な場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たす場合に限り、患者様やご家族様への十分な説明と同意により、必要最小限の方法と期間に限定して実施します。

令和8年5月25日

京都山城総合医療センター